

磐梯朝日国立公園（磐梯吾妻・猪苗代地域）五色沼東エリア利用拠点整備改善協議会規約

（名称）

第1条 この協議会は、磐梯朝日国立公園（磐梯吾妻・猪苗代地域）五色沼東エリア利用拠点整備改善協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、磐梯朝日国立公園（磐梯吾妻・猪苗代地域）の玄関口にふさわしい風景と活力を備えた利用拠点としての環境整備を推進するために、磐梯朝日国立公園（磐梯吾妻・猪苗代地域）五色沼東エリア利用拠点整備改善計画（以下「計画」という。）策定及び地域振興を目的とする。

（範囲）

第3条 この協議会の計画対象範囲は、五色沼入口観光プラザ、裏磐梯ビジターセンター及び五色沼探勝路の東側（毘沙門沼側）の起点となっている一帯として、五色沼東園地の現事業執行区域及び当該区域と隣接し利用の一体性が認められる範囲とする。

2 当該範囲を裏磐梯五色沼東エリアと呼称する。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）計画策定に係る調査、研究に関すること
- （2）裏磐梯五色沼東エリアの利活用に関すること
- （3）その他、協議会の目的達成に必要な事項

（組織）

第5条 協議会は、第2条の目的に賛同する法人、団体、個人、地方公共団体等（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会は、委員11人をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 協議会の委員の任期は、令和11年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 議長は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出又は会議への出席を求めることができる。

(会議の成立及び議決)

第9条 本会は、それぞれ構成員の半数以上の出席をもって成立し、議事は全委員の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第10条 本会の会務を処理するため、事務局を北塩原村商工観光課内に置く。

2 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和6年2月16日から施行する。